

介護保険法第69条の38第3項

都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、一年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。

介護保険法施行規則第113条の10

法第69条の3の規定による登録の移転を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名、生年月日及び住所
- 二 登録番号
- 三 登録をしている都道府県知事